

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和4年12月8日(2022.12.8)

【公開番号】特開2021-122665(P2021-122665A)  
 【公開日】令和3年8月30日(2021.8.30)  
 【年通号数】公開・登録公報2021-040  
 【出願番号】特願2020-20025(P2020-20025)  
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02(2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 1 A

A 6 3 F 7/02 3 1 3

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和4年11月30日(2022.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域が設けられた遊技盤と、  
遊技盤の前面に設けられた透明板と、  
遊技盤に植設された複数の遊技釘と、  
遊技球の流路上に設けられ、遊技部品を遊技盤に螺設する所定の螺子と、  
遊技盤の所定位置に取り付けられ、遊技領域を仕切る壁部と、取付部とを少なくとも有する  
センター飾りと

30

を備え、

前記所定の螺子と最も近い位置に植設された所定の遊技釘の長手方向の長さの所定の割合  
の長さである第一の長さが遊技盤に植設されており、

前記所定の螺子の長手方向の長さの前記所定の割合の長さである第二の長さが遊技盤内に  
螺入した状態であって、前記所定の螺子の第三の長さが遊技盤に対して突出した状態にお  
いて、

遊技盤から透明板までの長さから前記第三の長さを減算した値が、遊技球の直径以上とな  
るよう構成されており、

所定の取付具によって、遊技盤と取付部とが取り付けられるよう構成され、

取付部から最も近い遊技釘の中心と所定の取付具の中心とを結ぶ直線上に遊技球の中心が  
位置している状態であって、壁部に遊技球が接触している状態において、正面視にて遊技  
球の全体が取付部に対して重なった状態となるよう構成されている

40

ことを特徴とするぱちんこ遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本態様に係るぱちんこ遊技機は、

50

遊技球が流下可能な遊技領域が設けられた遊技盤と、  
遊技盤の前面に設けられた透明板と、  
遊技盤に植設された複数の遊技釘と、  
遊技球の流路上に設けられ、遊技部品を遊技盤に螺設する所定の螺子と、  
遊技盤の所定位置に取り付けられ、遊技領域を仕切る壁部と、取付部とを少なくとも有する  
センター飾りと  
を備え、

前記所定の螺子と最も近い位置に植設された所定の遊技釘の長手方向の長さの所定の割合  
の長さである第一の長さが遊技盤に植設されており、

前記所定の螺子の長手方向の長さの前記所定の割合の長さである第二の長さが遊技盤内に  
螺入した状態であって、前記所定の螺子の第三の長さが遊技盤に対して突出した状態にお  
いて、

遊技盤から透明板までの長さから前記第三の長さを減算した値が、遊技球の直径以上となる  
よう構成されており、

所定の取付具によって、遊技盤と取付部とが取り付けられるよう構成され、

取付部から最も近い遊技釘の中心と所定の取付具の中心とを結ぶ直線上に遊技球の中心が  
位置している状態であって、壁部に遊技球が接触している状態において、正面視にて遊技  
球の全体が取付部に対して重なった状態となるよう構成されている

ことを特徴とするぱちんこ遊技機である。

< 付記 >

尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定される  
ことなく実施することが可能である。

本別態様に係るぱちんこ遊技機は、

遊技球が流下可能な遊技領域が設けられた遊技盤と、

遊技盤の所定位置に設けられ、遊技球が入球可能な主遊技始動口と、

主遊技始動口に入球した遊技球が流下可能な案内流路と、

主遊技始動口に入球した遊技球を検出可能な遊技球検出装置と

を備え、

案内流路には、主遊技始動口に入球した遊技球を入球方向とは異なる方向に案内する案内  
流路構成部が設けられ、

主遊技始動口の入口の所定箇所と遊技球検出装置の所定箇所とを結ぶ直線上に、案内流  
路構成部が介在している

ことを特徴とするぱちんこ遊技機である。

10

20

30

40

50